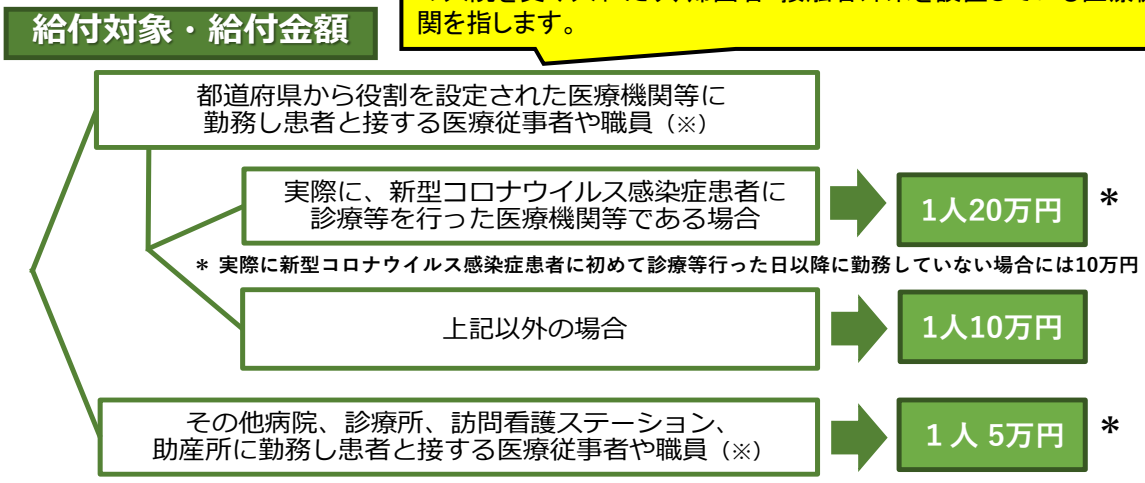


給付対象・給付額

問1 慰労金の額はどのようになりますか。医療機関において独自に対象者や額を変更することができますか。

答 給付額は図のとおりです。対象者や給付額の考え方を医療機関等で変えることはできません。

「役割を設定された医療機関」とは、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れたり、帰国者・接触者外来を設置している医療機関を指します。



\* 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

※ 医療従事者や職員には、医療機関等に直接雇用される職員のほか、派遣労働者、業務委託受託者の従事者を含みます。

※ 対象期間に10日以上勤務した方が対象となります。  
 (対象期間：令和2年3月30日(富山県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日)から同年6月30日まで。なお、帰国者・接触者外来設置医療機関においては、県から役割を設定された日又は令和2年3月30日のいずれか早い日が始期となる)

※ 一日当たりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。

※ 複数の事業所で勤務した場合は、日数を合算して計算します。

問2 「患者と接する」はどこまで含まれるのでしょうか。

答 ○慰労金の趣旨に照らし、患者と接する業務に従事する医療従事者や職員を慰労金の対象としています。

○例えば、病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。また、診療には直接携わらないものの、医療機関内の様々な部門で患者に何らかの応対を行う職員等は医療機関における勤務実態等に応じて該当するものと考えられます。一方、対象期間中はテレワークのみによる勤務であったり、医療を提供する施設とは区分された当該法人の本部等での勤務のみであったなどの場合は該当しないと考えられます。

○ただし、こうした法人本部等での勤務のみであるなどの、日常的には患者と接することが少ない医療従事者や職員であっても、例えば、病院の敷地内で、対面する、会話する、同じ空間で作業するなど、医療機関内で患者に何らかの応対を行うことになっている場合には患者と接する医療従事者や職員に含まれます。

○なお、まず各医療機関等において勤務内容によって判断いただき、県に申請いただくこととなります。

問3 対象となる「医療従事者や職員」には、医師、看護師等医療専門職以外も含まれるのでしょうか。また、正社員、非常勤、嘱託、パート、アルバイト、派遣労働者等、雇用形態等により限定されるのでしょうか。委託業者の職員についても対象となりますか。

答 資格や職種による限定はありません。また、雇用形態等による限定はありません。委託業者の職員であっても医療機関等における勤務内容によって対象となります。公立の医療機関等の公務員も対象となります。

問4	委託業者の職員はどのようなものが対象となるのでしょうか。給食、院内清掃、寝具類洗濯、院内保育施設、機器保守点検業務などは対象となるのでしょうか。
答	<p>○委託業者の職員については、①患者との接触を伴い、かつ、②継続して提供が必要な業務である場合に対象となり、医療機関等における勤務内容によって判断いただきます。</p> <p>○一般的には、例えば、医療機関等内での受付や会計などの医療事務、院内清掃、患者搬送、患者等給食といった業務は対象となる場合が多いと考えられます。一方、医療廃棄物処理、寝具類洗濯、設備や機器の保守点検などは一般的に対象となりにくいと考えられますが、各医療機関等における委託業務の内容によって患者と接する場合もあることから、各医療機関等の実態に応じて判断いただくことになります。</p> <p>○なお、患者と同じ空間で業務や対応を行うことが必要であり、単に作業場所へ向かうための医療機関内の廊下の移動やトイレ、食堂の利用のみならば対象となりません。</p>
問5	医療機関内のコンビニエンスストアやレストラン、銀行、敷地内薬局などいわゆる賃貸借契約による場所貸しとして営業する事業者で働く場合は対象となるのでしょうか。
答	<p>対象外となります。</p> <p>ただし、医療機関の委託により運営されているレストラン等の店舗の従業員は、対象となります。</p>
問6	院長や法人役員の医師等は対象になりますか。
答	<p>院長や役員であることをもって対象者を限定するものではなく、医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員が対象です。各医療機関等において、勤務内容に応じて判断いただくことになります。</p>
問7	「10日以上勤務」の1日の数え方はどのようになるのでしょうか。また、複数の医療機関等で勤務する場合は通算してよいのでしょうか。
答	<p>1日当たりの勤務時間数は問わずに、勤務日数を数えてください。なお、当直勤務などで日をまたぐ場合は2日と数えてください。また、複数の医療機関等で勤務されている場合は、勤務日数を通算して構いません。</p>
問8	PCR検査センター（地域外来・検査センター）や帰国者・接触者外来に応援に行った医療従事者や職員への交付額はどうなるのでしょうか。
答	<p>患者と接する業務に通算して10日以上勤務している医療従事者や職員であって、PCR検査センターや帰国者・接触者外来（PCR検査センター及び帰国者・接触者外来が実際に新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）に診療等を行った医療機関等である場合）に応援に行き患者と接する業務に従事している場合、慰労金の額は20万円となります。</p>
問9	帰国者・接触者外来設置医療機関における、勤務日数の対象期間の始期は、県から役割を設定された日又は富山県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日若しくは受入日のいずれになるのでしょうか。
答	<p>帰国者・接触者外来の役割を県から設定された日又は富山県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日である令和2年3月30日のいずれか早い日が始期となります。</p>
問10	対象となる「診療所」に歯科診療所は含まれるのでしょうか。
答	<p>対象となります。ただし、保険医療機関に限ります。</p>
問11	対象期間中は他県の医療機関に勤務していたが、現在は富山県内の医療機関に勤務している職員は、どちらの医療機関から申請すればよいのでしょうか。
答	<p>現在、勤務している医療機関から申請してください。</p>

問12	県から役割を与えられていない医療機関において、疑い患者を診察後、別医療機関へ搬送し、その後陽性が判明しました。この場合、最初に診療を行った医療機関の医療従事者は20万円給付となりますか。
答	帰国者・接触者外来を設置する医療機関又は地域・外来検査センター以外の医療機関等は、陽性患者に対する入院診療がなければ20万円給付の対象となりません。そのため、最初に診療を行った医療機関の医療従事者は5万円給付となります。
<b>申請関係</b>	
問1	慰労金の申請はどのように行うのでしょうか。
答	医療機関等が、勤務する職員から慰労金の代理申請・受領の委任状を集めたうえで、県が定める申請窓口申請を行っていただきます。
問2	派遣労働者や委託業務に従事する職員の申請はどのようにすればよいのでしょうか。
答	派遣・委託業者の職員については、医療機関等において、給付対象・給付額問5を参考に慰労金交付の対象とする業務を特定していただき、派遣会社・受託会社と相談して、当該業務に10日以上勤務している職員の一覧を提出してもらうなどにより、医療機関等からまとめて申請します。
問3	複数の医療機関等に勤務し、いずれでも要件を満たす場合はどのように申請すればよいのでしょうか。
答	○今回の慰労金は、主として勤務する医療機関等で申請いただくことを基本としています。2か所以上の医療機関等に勤務し、いずれの医療機関等でも10日以上勤務するなどの要件を満たす場合には、いずれの医療機関等で申請を行っていただいても構いません。 ○なお、慰労金は、介護サービス事業所等や障害福祉サービス事業所等に従事される職員を対象とする慰労金を含め、お一人一回限りの交付となりますので、複数の医療機関等を通じた申請はできません。仮に、二重に給付を受けた場合には、不当利得として返還していただくことになります。
問4	交付申請書類を作成するにあたり、気を付けることは何ですか。
答	○様式第1号(交付申請書)について ・以下を間違いのないよう記載、押印してください。 法人立の場合: 法人所在地、法人名称、代表者職・氏名、代表者(理事長)印 個人立の場合: 医療機関等所在地、医療機関等名称、代表者職・氏名、代表者印 ・申請金額は、振込手数料が必要な場合は、慰労金の総額に振込手数料の総額を合わせた額を記載します。  ○様式第2号(医療機関情報)について ・慰労金は、原則、国保連合会に登録されている口座に県から振り込みます。 『口座情報』において、「国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない」欄で「いいえ」を選択された場合は、債権譲渡されていない口座情報を記入してください。 ※この場合は、通帳(口座番号とカナ表記の口座名義が記載されている部分)のコピーを申請書類の郵送の際に同封してください。 ※「はい」を選択された場合は、振込先口座の記入は不要です。  ○様式第3号(給付対象者内訳)について ・氏名欄から委任状徴取済欄まで正しく入力すると、給付申請金額が表示されます。 ・慰労金合計額と振込手数料合計額を、様式第2号の『慰労金交付申請額』の慰労金、振込手数料それぞれの欄に記入してください。  ○手書きにより申請される方は、実績報告書には、慰労金を給付した職員の一覧など、交付申請書に記載した内容と同様の内容をもう一度記載することになりますので、申請書類のコピーをとって保管しておかれると作業が省力化されると思います。

問5	様式第3号で、給付申請金額が表示されません。
答	氏名欄から委任状徴取済欄まで入力しても金額が表示されない場合、以下のようなケースが考えられます。 ・様式第2号の「施設類型」欄で6～8を選択したうえで、様式第3号の「【B】申請する医療機関等でのコロナ患者受入以降の勤務実績」欄で「有り」を選択している →様式第3号の【B】欄は、自らの医療機関等でコロナ患者を受け入れた場合に限り、「有り」となりうるので、コロナ患者を受け入れていない場合は「無し」を選択してください。
問6	医療機関等を退職している場合、どのように申請すればよいでしょうか。
答	○原則として、勤務されていた医療機関等を通じて申請してください。 ○勤務していた医療機関等を通じた申請が難しい場合は、個別に申請を行っていただくこととなります。その場合、県のホームページから「交付申請書(個別申請用)」をダウンロードし、申請書を作成のうえ、事務局へ郵送してください。 ※申請書には、勤務していた医療機関等に、勤務当時の業務内容等を記入してもらう必要があります。(複数の医療機関を有する法人立の医療機関に勤務していた場合、当医療機関の院長名による記入で結構です。(法人の理事長ではない)) ※なお、勤務していた医療機関等の廃業(閉鎖)等により勤務証明が取得できない場合は、申請者ご自身が勤務日数や勤務内容を証明する資料(雇用契約書、給与明細、勤務表(出勤表)等)を用意して提出してください。 ○現在、別の医療機関等で勤務されている方は、お勤めの医療機関等から申請してください。
問7	代理申請・受領の委任状の「自署」「署名捺印」とはどういう意味ですか。
答	「自署」というのは自分でサインすることであり、その場合、捺印は不要です。 「署名」というのは、パソコンで氏名を印字することであり、その場合は捺印が必要です。
問8	委任状は交付申請書と一緒に提出が必要ですか。
答	委任状の県への提出は不要です。ただし、慰労金の代理申請や受領を証するものとして、県からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、医療機関等において適切に保管しておいてください。
<b>実績報告関係</b>	
問1	実績報告書はいつまで提出しなければなりませんか。
答	事業が完了した日から30日以内にご提出ください。
問2	実績報告の際に必要な書類は何でしょうか。
答	○慰労金を職員等に対して交付したことを証する資料 (個人ごとの振込みの記録や現金で交付した場合の受領書など交付額が分かるもの) ※委託業者等の職員に委託業者等経由で交付した場合は、当該委託業者等が職員に交付したことが確認できる資料も必要です。 ○慰労金の交付にあたって振込手数料を要した場合、それを確認できる資料  なお、証明書類について、慰労金と関係しない部分については、黒塗りしていただいても構いません。
問3	慰労金を職員に現金で手渡しした場合、実績報告書には何を付ければよいですか。
答	慰労金を現金でお渡しされた場合は、職員に支給されたことを確認するため、職員の受領書をご提出ください。 ※「実績報告書」ファイルの中に、受領書の参考様式がありますので、ご活用ください。

問4	実績報告書を作成するにあたり、気を付けることは何ですか。
答	<p>実績報告書(様式第9号)について  法人立の場合:法人所在地、法人名称、代表者職・氏名、代表者(理事長)印  個人立の場合:医療機関等所在地、医療機関等名称、代表者職・氏名、代表者印  は、必ず交付申請書と同じになるようにしてください。  また、交付決定日と番号(交付決定通知書左上にある「富山県指令医第329号-〇」)の記載が必要なので、交付決定通知書を確認のうえ、記入してください。</p>
問5	交付を受けた額が余った場合はどうすればいいですか。
答	<p>交付した額が確定額を上回る場合は、その上回った額を返還していただきます。  実績報告書提出後、県から「納入通知書」を送付しますので、それを使って金融機関等で上回った額を納付してください。(手数料はかかりません)</p>
その他	
問1	申請書を提出したら、慰労金はいつ頃振り込まれるのでしょうか。
答	<p>申請書を審査し、問題等がなければ、2週間程度で振り込まれます。  ただし、申請の集中などにより、それよりも日数を要することもあります。</p>
問2	慰労金は課税所得となるのでしょうか。また、慰労金は差押えがされるのでしょうか。
答	<p>○慰労金は非課税所得となります。  ○「令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律」により、慰労金は差押えが禁じられています。</p>
問3	今回の慰労金関係の書類は、いつまで保存が必要ですか。
答	<p>慰労金の収入及び支出についての証拠書類は、今年度の終了後5年間(令和7年度末まで)保管しておかなければなりません。</p>